

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年12月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	制御棒駆動水圧系スクラム排出容器水位計Cにおいて、規定の計器精度(±0.04mA)から逸脱が認められたため、当該水位計を点検・修理。	GIII	
2	2号機	制御棒駆動水圧系スクラム排出容器水位計Dにおいて、規定の計器精度(±0.04mA)から逸脱が認められたため、当該水位計を点検・修理。	GIII	
3	2号機	ほう酸水注入系格納容器内側隔離弁後弁の作動確認において、開側リミットスイッチの固着が認められたため、当該リミットスイッチを交換。	GIII	
4	3号機	非常用ディーゼル発電設備(B)非常用送風機(C)用電動機点検において、負荷側軸受グリス注入配管の折損が認められたため、当該配管の点検・修理。	GIII	
5	3号機	中央制御室計算機アラームタイプAの打ち出しに「自動化サーバ1の通信異常」が認められたため、当該サーバ1を調査・点検。	GIII	